

鳥取県人権文化センターの賛助会費に関する寄附金控除の取扱いについて

賛助会員の皆様には、日頃、当センターの活動に御賛同いただき、ありがとうございます。
早速ですが、当センターの年会費は、税制優遇措置の対象となっています。
個人会員の賛助会員の場合について、その制度の概要を御紹介しますので参考としてください。
詳しくは、各税務署又は市町村役場税務課へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

1 公益法人等に対する寄附金に関する税制の優遇措置

所得税(国税)及び個人住民税(県民税・市町村民税。(地方税))で設けられています。

2 所得税について

皆様が納められた寄附金の控除制度として、寄附金控除(所得控除)と寄附金特別控除(税額控除)のいずれかの控除を選択し適用できます。ここでは後者について説明します。

寄附金特別控除(税額控除)は、所得税額から寄附金特別控除額が控除されます。そのため、既に源泉徴収等で納税されている場合は還付されることになります。

公益社団法人等への寄附金特別控除額は、次の算式で計算することとなっています。

所得税(国税)の場合

$$\left[\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した公益社団法人等} \\ \text{に対する寄附金(一定の要件を満たす} \\ \text{もの)の額の合計額 } \mathbf{A} (\text{※1}) \end{array} \right) - 2 \text{千円} \right] \times 40\% = \left[\begin{array}{l} \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金特別控除額} \\ (\text{※2}) \end{array} \right]$$

(※1) 寄附金の額の合計額は、原則として所得金額の40%相当額が上限です。
(※2) 100円未満の端数は切り捨てです。

《控除・還付を受けるための手続》

- ①寄附金特別控除(税額控除)に関する事項を記載した**確定申告書**を提出する。
- ②確定申告には、必ず当センターが交付する**受領書**を添付する必要があります。

3 個人住民税について

県民税・市町村民税のいずれにも税額控除制度があり、各個人住民税の計算において寄附金税額控除が適用されます。ただし、この場合は、翌年度の税額から控除されることとなります。

個人住民税(県民税及び市町村民税)に係る手続きは、確定申告を行うことにより併せて済みます。

個人住民税(地方税)の場合

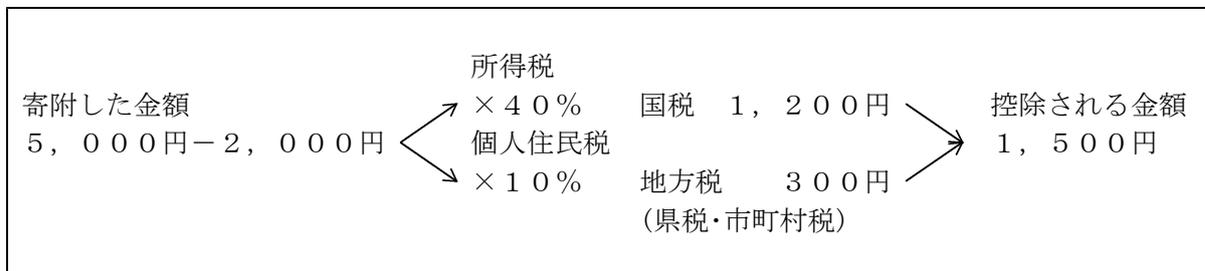
$$\left(\text{上記の } \mathbf{A} \text{ の金額} (\text{※3}) - 2 \text{千円} \right) \times 10\% (\text{※4}) = \text{個人住民税の税額控除額}$$

(※3) 控除が受けられるのは、総所得金額等の30%までです。
(※4) 10%の内訳は、県民税4%、市町村民税6%。
なお、当センターの賛助会費の場合は、鳥取県内の全市町村で控除対象とされています。

4 具体的計算例

例えば、当センターの賛助会費2口の3,000円(1,500円×2口)と他の寄附金控除対象団体の寄附金2,000円の合計5,000円を一年内に納められていた場合。

所得税の税額控除を選択し、年収が300万円の方の例。



寄附金に係る税額控除額

所得税 (5,000円-2,000円)×40% = 1,200円

個人住民税 (5,000円-2,000円)×10% = 300円

合計1,500円が税額から控除

5 まとめ

- ・寄附金控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。
- ・確定申告の際は、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に、寄附された団体からの受領書を添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。
- ・所得税の場合は、当該年度の所得税が納付済みであれば還付があります。
個人住民税の場合は、次年度の県民税及び市町村民税(個人住民税)において、控除金額が税額から控除されます。

○平成28年の確定申告時期は、2月16日(火)から3月15日(火)です。

○確定申告は、税務署又は市町村役場のいずれでもできます。

○当センターの年会費以外の寄附金については、皆様の寄附先の団体に、寄附金税額控除の対象となるか確認された後に、併せて確定申告されますようお知らせします。

【参 考】

鳥取県人権文化センターの「税額控除に係る証明書」は、下記よりダウンロードができます。

→ [「税額控除に係る証明書.pdf」](#)

～ お 願 い ～

鳥取県人権文化センターは、人権尊重の社会づくりのため、地域における人権啓発の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を地域に提供しています。引き続き、皆様の御支援をお願いします。